

令和7年8月8日

神奈川県労働局長

児屋野 文男 殿

神奈川県最低賃金審議会

会 長 赤羽 淳

### 神奈川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月3日付け神労発基第 0703 第1号をもって貴職から諮問があった標記のことについて、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、調査審議に当たっては、以下の事項を重視した。

- 1 現下の経済・雇用情勢及び物価の上昇による労働者の生活への影響
- 2 中小企業・小規模事業者が置かれている状況
- 3 賃金上昇率
- 4 賃金の低廉な労働者の処遇改善

また、神奈川県最低賃金の改正決定に当たっては、以下の事項を強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の構造的・継続的な賃上げに資するための中期的な施策として国が打ち出した「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を着実に実行すること。
- 2 最低賃金の引き上げにより、特に中小企業・小規模事業者の経営への影響が懸念されることから、生産性向上等のための中長期的な支援や助成金等の申請手続きの簡素化、及び官公需を含めた価格転嫁対策などを、県・市町村を含む関係行政機関と密に連携し、迅速に徹底すること。
- 3 「業務改善助成金」をはじめとする支援策や中小企業・小規模事業者への支援策及び「神奈川県働き方改革推進支援センター」などの相談窓口について、広く浸透するよう、県・市町村を含む関係行政機関と密に連携し、きめ細かい周知に積極的に取り組むこと。

これらの要望事項や中小企業・小規模事業者の支援状況については、審議会において継続的に報告を行い公労使委員で共有を図ることとする。

- 1 適用する地域  
神奈川県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間1, 225円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和7年10月4日